

電子学園 後援会会則

(名称)

1. この会は、電子学園後援会（以下「本会」という。）

(目的)

2. 本会は、学校法人電子学園（以下「本学園」という。）の教育理念に賛同する企業や業界団体と産学連携の強固な関係構築により、本学園の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

3. 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 1. カリキュラム開発、連携授業など学校の教育内容の充実に寄与する事業。
 2. キャリアセンター主催の合同企業説明会・校内個別説明会・業界研究セミナーなどの企画に関する事業。
 3. 会員向けの技術セミナー、時局講演会、各種研修に関する事業。
 4. 会員企業間や本学園教職員との親睦も兼ねた情報交換会の開催に関する事業。

(組織)

- 第4条 本会は、第2条に規定する目的に賛同する企業・団体及び個人をもって組織する。

(役員)

- 第5条 本会は、役員として会長1名、副会長2名、理事若干名及び監事2名を置いて理事会を構成する。役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務局)

- 第6条 本会の事務を処理するため、事務局を本学園内に置く。

(会議)

- 第7条 本会の会議は、総会及び理事会とする。総会は年に1回開催する。
総会は、会長がこれを招集し、その議長となる。
総会の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
理事会は、必要に応じてその都度開催する。

(経理)

- 第8条 本会の業務に必要な経費は、会費をもって充てる。
本会入会金について、企業団体会員5万円とする。個人会員は無料とする。
会費は企業、団体会員年額一口10万円、個人会員同一口1万円とする。
会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(学園教育活動等の自主性の尊重)

- 第9条 本会の活動が本学園の教育活動等の自主性を損い、あるいは研究発表等の自由を制限するものであってはならない。

付則 この会則は、2019年4月1日から施行する。